

高山駅西地区まちづくり検討会議設置要綱

(設置)

第1条 高山駅西地区まちづくりについて、人々の交流の促進とさらなる地域の活性化が図られるよう、官民連携による取組等について検討・協議するため、高山駅西地区まちづくり検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 検討会議の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 高山駅西地区における複合・多機能施設の整備等に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。

(組織)

第3条 検討会議は、委員30名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) まちづくり、文化、福祉、子育て、商工業及び交通に係る各種団体等から推薦された者
- (2) 公募により選出された市民
- (3) 市職員その他市長が必要と認める者

(会議)

第4条 検討会議の会議は、必要に応じ市長が招集する。

2 市長が必要と認める場合は、協議内容に関して専門的な立場から助言等を得るため、委員以外の有識者等を会議に出席させ、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第5条 検討会議の庶務は、総合政策部総合政策課において行う。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、決裁の日から施行する。
- 2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。